

# 気候変動対策（緩和された排出量取引）修正法におけるニュージーランド排出量取引制度（NZ-ETS）の概要について

平成 23 年 11 月 7 日  
環境省市場メカニズム室

ニュージーランド排出量取引制度（NZ-ETS）は気候変動対策（排出量取引）法2008 年改正法（Climate Change Response (Emissions Trading) Amendment Act 2008）に基づき、2008年から森林部門を対象として開始された。

2009 年 12 月 7 日に、気候変動対策（緩和された排出量取引）改正法（Climate Change Response (Moderated Emissions Trading) Amendment Act2009）が成立し<sup>1</sup>、現在は、本改正法に基づき実施されている。

2010 年 7 月 1 日から固定発生源部門、工業プロセス部門、運輸部門が対象に拡大された。2013 年から合成ガス部門及び廃棄物部門が、2015 年から農業部門が新たに対象となる予定である。

対象ガス <sup>2</sup>	京都議定書で規定されているすべての温室効果ガス (CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O、SF <sub>6</sub> 、HFCs、PFCs)		
開始時期 <sup>3</sup>	各部門の参加開始時期は以下のとおり。		
	<b>部門</b>	<b>開始時期</b>	<b>モニタリング・報告義務</b>
	森林部門	2008 年 1 月 1 日	
	固定発生源部門（石炭・ガス・地熱資源部門） 工業プロセス部門（SEIP 部門） 液体化石燃料部門（LFF 部門）（運輸部門）	2010 年 7 月 1 日	
	合成ガス部門 廃棄物部門	2013 年 1 月 1 日	2013 年 1 月 1 日から
	農業部門	2015 年 1 月 1 日	2013 年 1 月 1 日から

<sup>1</sup> ニュージーランド議会ウェブサイト（[New Zealand Parliament - Climate Change Response \(Moderated Emissions Trading\) Amendment Bill](#)）改正法全文は [Climate Change Response \(Moderated Emissions Trading\) Amendment Act 2009 No 57, Public Act](#)

<sup>2</sup> 改正法案 Explanatory Note（[Climate Change Response \(Moderated Emissions Trading\) Amendment Bill 85-1 \(2009\)](#)。以下単に「Explanatory Note」という。） p.12

<sup>3</sup> Explanatory Note p.2, p.25, p.31, p.45

対象とカバー ーシ <sup>4</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 森林伐採及び農業部門も含めた全ての部門がカバーされている。</li> <li>● 吸収源対策を行う者は任意で参加し、排出枠を得ることができる。</li> <li>● 上流アプローチを採用。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>義務的参加者</th> <th>自主的参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林</td> <td>1989年以前に森林であった土地所有者（ただし、50ha未満の土地所有者は免除）</td> <td>1990年以降に森林となった土地の所有者</td> </tr> <tr> <td>固定発生源</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 石炭、天然ガスの採掘者、輸入者</li> <li>● 地熱資源の使用</li> </ul> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>工業プロセス</td> <td>石灰、セメント、ガラス、金等の加工業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>液体化石燃料</td> <td>ディーゼル、ガソリンの供給者・精油所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合成ガス</td> <td>合成ガスの輸入者（商品に含まれている場合も含む）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>食肉処理者と牛乳加工者、卵生産者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄物</td> <td>埋立て処分場の運営者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部門	義務的参加者	自主的参加者	森林	1989年以前に森林であった土地所有者（ただし、50ha未満の土地所有者は免除）	1990年以降に森林となった土地の所有者	固定発生源	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 石炭、天然ガスの採掘者、輸入者</li> <li>● 地熱資源の使用</li> </ul>		工業プロセス	石灰、セメント、ガラス、金等の加工業者		液体化石燃料	ディーゼル、ガソリンの供給者・精油所		合成ガス	合成ガスの輸入者（商品に含まれている場合も含む）		農業	食肉処理者と牛乳加工者、卵生産者		廃棄物	埋立て処分場の運営者			
部門	義務的参加者	自主的参加者																									
森林	1989年以前に森林であった土地所有者（ただし、50ha未満の土地所有者は免除）	1990年以降に森林となった土地の所有者																									
固定発生源	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 石炭、天然ガスの採掘者、輸入者</li> <li>● 地熱資源の使用</li> </ul>																										
工業プロセス	石灰、セメント、ガラス、金等の加工業者																										
液体化石燃料	ディーゼル、ガソリンの供給者・精油所																										
合成ガス	合成ガスの輸入者（商品に含まれている場合も含む）																										
農業	食肉処理者と牛乳加工者、卵生産者																										
廃棄物	埋立て処分場の運営者																										
利用可能なク レジット	<ul style="list-style-type: none"> <li>● NZU</li> <li>● 気候変動適応法（Climate Change Response Act 2002）によって承認された京都ユニット（AAU, ERU, RMU, CER, 1CER, tCER）</li> </ul>																										
バンキング	排出枠のバンキングに制限はない。																										
移行期間中の 措置（無償割 当部分は除 く） <sup>5</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 移行期間：2010年7月1日～2012年12月31日</li> <li>● 工業プロセス部門と液体化石燃料部門は2t-CO<sub>2</sub>-e当たり排出枠1単位の提出で義務を履行したこととする。（本来、2t-CO<sub>2</sub>-e当たり2単位の提出義務がある。）</li> <li>● 制度対象者は、自己の排出分の排出枠を提出する代わりに1単位当たりNZ\$25を政府に支払うことで義務を履行すること</li> </ul>																										

<sup>4</sup> Explanatory Note pp.54-55, pp.65-66。改正法案 Clause 44

<sup>5</sup> Explanatory Note p.2, p.26

	<p>もできる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 移行期間中、森林関連部門を除き、NZU の輸出は認められない。</li> </ul>
排出量の割当方法（無償割当） <sup>6</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 排出量が多く国際競争下にある（EITE）産業部門については、炭素集約度が特に高い部門は 90%、比較的高い部門は 60%について無償割当を受けることができる<sup>7</sup>。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ NZ\$100 万収益当たり 1,600t-CO<sub>2</sub>e 以上の事業者 <ul style="list-style-type: none"> <li>→当該年度の生産量<sup>8</sup>×ベンチマーク値<sup>9</sup>×90%の排出枠が無償割当される。</li> </ul> </li> <li>◇ NZ\$100 万収益当たり 800t-CO<sub>2</sub>e 以上の事業者 <ul style="list-style-type: none"> <li>→当該年度の生産量×ベンチマーク値×60%の排出枠が無償割当される。</li> </ul> </li> </ul> <p>この割合は、移行期間中に 50%まで削減され、2013 年以降は毎年、昨年度の割当量に対し、1.3%ずつ削減される。削減率は 5 年ごとに見直される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業部門については、2015 年は 90%無償割当、2016 年から毎年 1.3%削減、5 年ごとの削減率見直しとなる。</li> <li>● 漁業部門は、直接の制度対象部門ではないが、燃料の価格高騰を補償するため、漁獲割当に応じて、1 回限りの無償割当が行われる。</li> <li>● 1989 年以前の森林部門については、1ha 当たり <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 王領地の森林：18 単位</li> <li>➤ 2002 年 10 月 31 日以降に所有者が変更された森林：39 単位</li> <li>➤ 制度対象となるその他のすべての森林：60 単位</li> </ul> <p>が割り当てられる。京都議定書第 1 約束期間（2008 年～2012 年）に上記単位のおよそ 38%、2013 年以降に残りが割り当てられる予定。</p> </li> </ul> </li></ul>
遵守評価 <sup>10</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 遵守期間は原則として 1 月 1 日から同年の 12 月 31 日までの 1 年間で、排出量取引参加者は毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの間に前年の排出量を報告し、5 月 31 日までにその分の排</li> </ul>

<sup>6</sup> Explanatory Note p.27-28, p.30, pp.31-32。改正法案 Clause 73, 82-86B, 161A.

<sup>7</sup> NZ 環境省 “Industrial allocation update, Emissions trading bulletin No12”, September 2009 <http://www.mfe.govt.nz/publications/climate/emissions-trading-bulletin-12/emissions-trading-bulletin-12.pdf>

<sup>8</sup> 前年度の生産量に基づき暫定的な割当を受け、当該年度終了後に当該年度生産量に基づいて調整を受ける。

<sup>9</sup> ①対象産業活動の 2006～2008 年度における生産 1 単位当たりの平均排出量、又は②オーストラリアでの同等活動における生産 1 単位当たりの排出量により決定される。

<sup>10</sup> Explanatory Note p.31

	<p>出枠を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 森林部門に関して、第一遵守期間は2008年1月1日から2008年12月31日までの1年間。1989年以前の森林は2008年1月1日から2009年12月31日までの2年間。</li> </ul>
ペナルティ <sup>11</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下の場合、最高NZ\$24,000が課される <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 排出量データやその他の必要なデータを収集できなかった場合</li> <li>▶ 排出量又は削減量の計算を誤った場合</li> <li>▶ 記録を必要な期間保持していなかった場合</li> <li>▶ 参加者として登録すべきなのに登録していなかった場合</li> <li>▶ 必要な時に排出枠を提出しなかった場合</li> <li>▶ 必要な時に運営機関への通知や情報提供を怠った場合</li> </ul> </li> <li>● 故意に不完全又は誤解を与える情報を提供した場合、最高NZ\$50,000の罰金が課される</li> <li>● 金銭的な利益を得るため、又は金銭的な損失を避けるために虚偽の報告を行った場合、最高NZ\$50,000の罰金又は最高5年の懲役が課される。</li> <li>● ただし、取引に参加した初年度に誤って必要よりも少ない排出枠しか提出しなかった場合、罰金は免除されるが、必要量の排出枠を提出することが求められる。</li> <li>● 必要量の排出枠を提出できなかった場合、不足分を提出するか又は取り消した上で、1 t-CO<sub>2</sub> 当たり NZ\$30 の罰金を払う必要がある。この罰金は自主的に必要な排出枠分を提出できないと通知した場合、又は管理機関が罰金通知書を送付する前か執行官が訪問する前に誤って報告した場合に最高100%の取消が認められる。</li> </ul>
モニタリング・算定方法 <sup>12</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 排出量取引制度に参加する者は、自己の排出量とその他必要な情報を所管機関の大臣に報告する必要がある。</li> <li>● この際、報告前にデータの真正性を証明する必要はないが、所管機関の大臣の命令により検証機関からのデータの真正性の確保を求められた場合はこれに応じる必要がある。</li> <li>● 1989年以前の森林保有者を除き、報告義務が適用されてからは毎年1月1日から3月31日まで、前年の暦年分の排出量を報告する。</li> </ul>

<sup>11</sup> Climate Change Response (Emissions Trading) Amendment Act 2008 129条～135条  
<http://www.legislation.govt.nz/act/public/2008/0085/latest/DLM1130932.html>

<sup>12</sup> Climate Change Response (Emissions Trading) Amendment Act 2008 62条、65～67条

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● データの保管に関しては、森林所有者は少なくとも 20 年、その他の制度参加者は少なくとも 7 年間保管する必要がある。</li> <li>● 1990 年以降の森林所有者は排出量・吸収量を 5 年に一度報告し、必要ならば提出する必要がある。</li> <li>● 1990 年以降の森林所有者を除き、吸収活動に関しては、4 半期ごとの報告も求められる。具体的には 3 月 31 日、6 月 30 日、9 月 30 日の 20 営業日以内に報告を行わなければならない。</li> </ul>
<p>所管機関と登録簿<sup>13</sup></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● すべての排出単位はニュージーランド排出量単位登録簿 (New Zealand Emission Unit Registry (NZEUR)) に記録され、すべての制度参加者は NZEUR に口座を持っている必要がある。</li> <li>● 2010 年 7 月 1 日に設立された環境保護庁 (EPA) が 2012 年 1 月から排出量取引制度及び登録簿の運営を担うこととされており、それまでは経済発展省が担当する<sup>14</sup>。</li> <li>● 森林部門の排出量取引は農林省が所管する。</li> </ul>

以上

<sup>13</sup> Climate Change Response (Emissions Trading) Amendment Act 2008 17 条、56～57 条

<sup>14</sup> ニュージーランド排出量単位登録簿 <http://www.eur.govt.nz/>